

阿賀野市規則第 37 号

阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 16 年阿賀野市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 5 条の 2 の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 16 年」の次に「阿賀野市」を加える。

第 11 条第 1 項第 14 号中「後 8 週間」を「以後 1 年」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定は、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。